



IATA 危険物規則書 第 55 版（2014 年版）の重要な変更点および改定点（邦訳）

IATA 危険物規則書第 55 版は、危険物委員会（Dangerous Goods Board）が決定したすべての改定点ならびに ICAO 技術指針（ICAO Technical Instructions）2013-2014 年版に発行された補遺を網羅している。

以下のリストは本 55 版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

1－適用

1.4－ 運航者の責任

旅客および乗務員の手荷物として許可された特定品目の危険物について、運航者がどのように機長に情報を提供すべきか、ということに対しての推奨案が 1.4.2 に挿入された。

1.5－ 教育訓練要件

表 1.5A および 1.5B において、“番号一覧（KEY）”を、従業員の“カテゴリー”へ明確にするよう修正された。カテゴリー10 もまた、2014 年 1 月 1 日付けで 9.5.1.1.1 に従って特定の情報を要求し、それゆえ危険物教育訓練を要するフライトオペレーション統制官/運航管理者を含むよう修正された。

2－制限

2.3－ 旅客または乗務員により携行される危険物

リチウム電池を組み込んだ医療用機器を含む携帯電子機器に関し ICAO からの明確化がなされた。より高い制限が使用される医療用機器は受託手荷物に入れることは許可されない。しかしながら、携帯電子機器に適用されるのと同じ制限に合致する医療用機器は受託手荷物に入れることが許可される。

3－分類

3.3.3.1－ 3.3.3.1 の規定に従って包装等級Ⅲに割り当てられる粘性引火性液体に対して、適用する要件に関しての明確化。

4－識別

4.2－ 危険物リスト

現在、国連番号が割り当てられているが、航空輸送規則を完全なものにするためにこれまで表示されていなかった新しい品目名が危険物リストに追加された。航空輸送に対する規定が欠如しているので、これらの“新しい”品目名はすべて航空による輸送が禁止される。



4.4-1 特別規定

特別規定 A4 および A5 は、品目がそれらの規定に従って輸送される場合、危険物申告書に記載することを必須とするよう修正された。

A806-1 Batteries, nickel metal hydride（ニッケル水素電池）に適用されるもので、UN3496 は海上輸送に対してのみ適用されることを明確にするため追加された。この国連番号は上記に示されたように危険物リストを完全なものにするために追加されたものである。

5-1 包装

包装基準

リチウム電池に対する包装基準 965 から 970 は該当する規定を明確にするため重複する内容を取り除くよう訂正された。

PI965 および PI968-1 PI965 および PI968 の Section IB 内のリチウムイオンおよびリチウム金属電池に対する書類作成規定が、危険物申告書の使用を必須とするよう訂正された。荷送人を支援するため、2014 年 3 月 31 日までの 3 か月の過渡期間が設けられ、その期間中は、要求される情報は引き続き航空貨物運送状に記載することができる。

7-1 マーキングおよびラベリング

7.1.5.5-1 道路、鉄道および海上輸送の少量危険物規定に従って準備され、道路、鉄道および海上輸送の少量危険物マークを有する包装物は、その包装物が航空輸送に対するマーキングおよびラベリングの要件を完全に遵守していれば、航空輸送のため受託できることを明確化。

7.2.4.7.1-1 縮小サイズのリチウム電池取り扱いラベルの寸法を含む、リチウム電池取り扱いラベルに適用される寸法の明確化。

7.1.7-1 オーバーパックへのマーキングに対する規定が、より論理的に包装物マーキング作業フローに沿うよう移された。

8-1 書類の作成

書類作成の要件は、リチウム電池の Section IB に対し危険物申告書を使用する新しい要件を反映するため修正された。

8.1.6.9.2-1 代替的な綴りが正式輸送品目名以外でも可能であることの明確化が追加された。

8.1.P-1 包装基準 965 の Section IB に従って輸送されるリチウムイオン電池に対して作成される危険物申告書の新しい記入の例。



9－取り扱い

放射性物質の保管、搭載および検査に対する規定は第10章の10.9.2、10.9.3および10.9.4にそれぞれ移された。

9.5.1.1.1－ 機長への通知書(Notification to Captain(NOTOC))の情報を、例えば航空会社の運航管理センターなどの運航管理に責任がある従業員に提供すべきという2013年に追加された要件が2014年1月1日に発効する。

10－放射性物質

10.3.11.1.5－ タイプB輸送物の空容器を分類する場合の明確化がなされた。

10.8.3.9.2 STEP 8－ 放射性物質を収納するオーバーパックに対する書類作成の要件に関する明確化。

付録A－ 用語の解説

付録D－ 当局の連絡先が最新のものになった。

付録E－ 国連規格容器の販売業者(E1)および容器の試験施設(E2)のリストに変更がなされた。

付録F－ 販売代理店(F.2)、IATA認定危険物教育訓練校(F.3からF.5)およびIATA認定危険物教育訓練センター(F.6)のリストが訂正された。

付録H－ 2015-2016技術指針への付加するため、ICAO危険物パネルに現在までに合意された変更だけでなく、国連モデル規則第18改定版から生ずる変更を採択したことに基づき、2015年1月1日付けで発効する変更の詳細を提供する新しい付録Hの付加。これらの変更は以下を含む：

- 新しいUN品目名および包装基準を含む吸着ガス(adsorbed gas)に対する新しい規定の追加
- エアーバッグ膨張装置、エアーバッグモジュールおよびシートベルトプリテンショナー(air bag inflator, air bag modules, seat-belt pretensioners)に対する正式輸送品目名を差し替えて、新しい正式輸送品目名である、電子的作動の安全装置(JACIS注一和訳名は未定)(Safety devices electrically initiated)および火工的作動の安全装置(JACIS注一和訳名は未定)(Safety devices, pyrotechnic)の追加
- 第8分類への割り当てを含む適用除外輸送物の六フッ化ウランに対する新しい規定および包装基準の追加
- 多数の新規および修正された特別規定
- 危険物マーキングおよびラベルの最小寸法および仕様に関する明確化
- IAEA放射性物質輸送規則 (IAEA Regulations for the Safe Transport of Radioactive Material, 2012 edition (SSR-6))の新しい規定に揃えるため第10章への多数の修正